

令和 7 年度 第 1 回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日 時 令和 7 年 8 月 20 日（水）
午後 2 時 40 分から
場 所 愛西市役所 北館
災害対策本部兼会議室 1・2

1 あいさつ

2 議 題

（1）委員長の選出及び副委員長の指名について

（2）中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

①令和 6 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況

ア 相談対応実績

…資料 1

イ 広報活動実績

…資料 2

②令和 7 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況

ア 令和 7 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業計画

…資料 3

イ 相談対応実績

…資料 4

③成年後見制度市長申立案件の経過

…資料 5

④愛知県が実施する市民後見人等養成事業

…資料 6

（3）情報提供 海部地域消費生活センター

3 その他

第 2 回愛西市権利擁護支援連携協議会

〔日時〕 令和 8 年 2 月 18 日（水） 午後 2 時 40 分から午後 3 時 40 分

〔場所〕 愛西市役所北館 2 階会議室 2－1・2－2

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

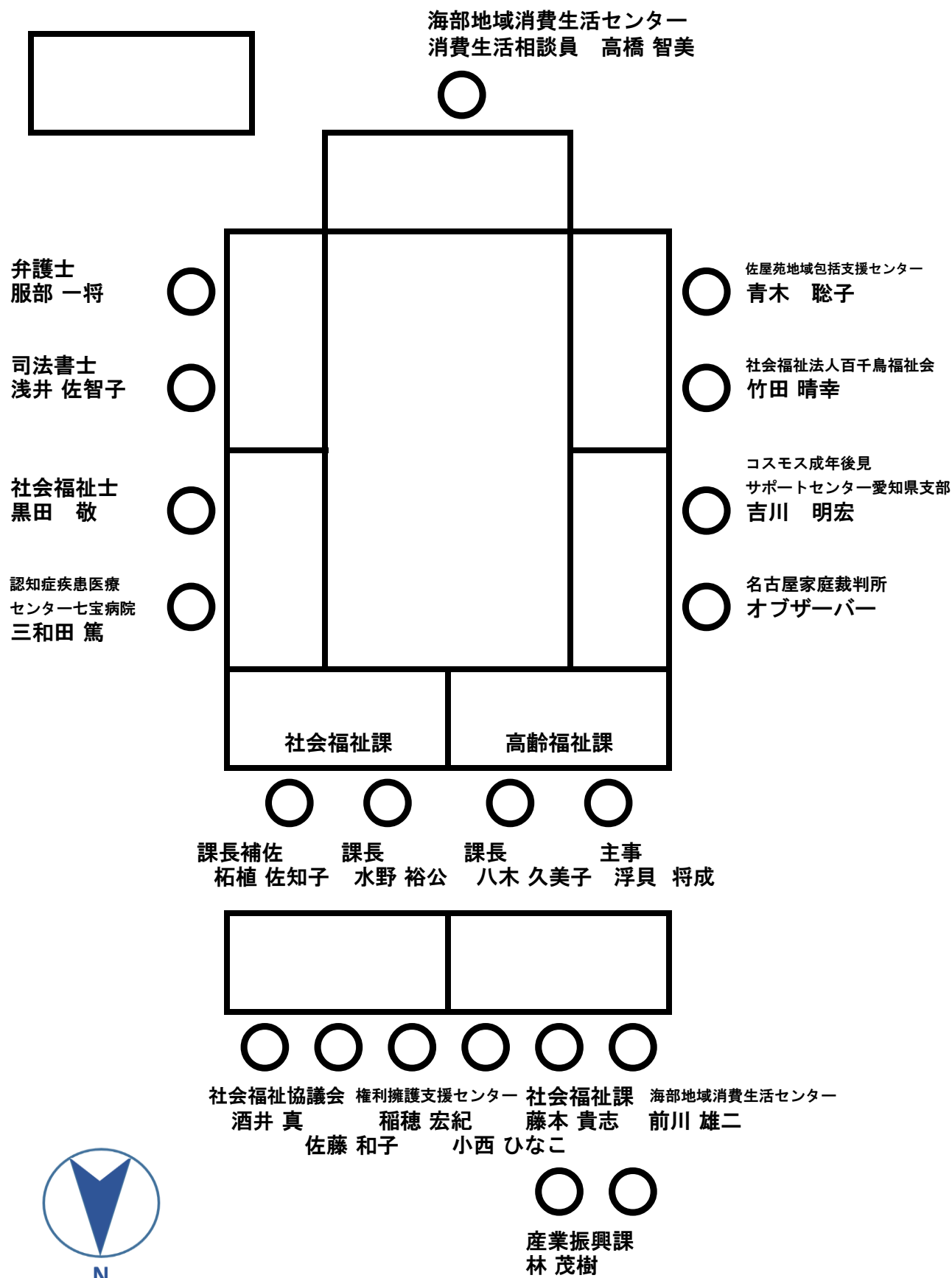
委員任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	
委員 社会福祉士	黒 田 敬	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委員 高齢者福祉関係者	青木 聡子	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委員 社会福祉関係者	吉川 明宏	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部	
オブザーバー	長谷川 和秀	名古屋家庭裁判所 次席書記官	
事務局 愛西市	水野 裕公	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主査	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	浮貝 将成	保険福祉部高齢福祉課 主事	
事務局 愛西市	林 茂 樹	産業建設部産業振興課 主査	
事務局 海部地域消費生活センター	前川 雄二	海部地域消費生活センター事務局	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	小西 ひなこ	専門相談員	
事務局 社会福祉協議会	酒井 真	在宅サービス課長	
事務局 社会福祉協議会	佐藤 和子	専門相談員	

令和7年度 第1回愛西市権利擁護支援連携協議会 配席図

【日 時】令和7年8月20日(水) 午後2時40分から午後3時40分

【場 所】愛西市役所 北館 災害対策本部兼会議室1・2



愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

（協議会）

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

1 対象者の種別 (人・件)

対 象 者		認 知 症	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	高 齢 者	そ の 他	不 明	合 計	対 象 者		認 知 症	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	高 齢 者	そ の 他	不 明	合 計
4 月	実人数	9	3	3	1	4	1	0	21	1 0 月	実人数	8	2	2	1	1	0	0	14
	(うち新規)	4	1	1	1	4	1	0	12		(うち新規)	0	1	0	1	1	0	0	3
	延件数	14	5	7	7	6	1	0	40		延件数	28	3	2	2	1	0	0	36
5 月	実人数	10	3	5	2	4	0	0	24	1 1 月	実人数	8	1	2	0	4	1	0	16
	(うち新規)	4	2	2	0	3	0	0	11		(うち新規)	1	1	1	0	3	0	0	6
	延件数	15	3	15	6	6	0	0	45		延件数	25	3	1	0	7	0	0	36
6 月	実人数	12	1	6	0	2	0	0	21	1 2 月	実人数	11	6	3	0	2	0	0	22
	(うち新規)	6	0	3	0	1	0	0	10		(うち新規)	4	4	2	0	2	0	0	12
	延件数	21	1	11	0	2	0	0	35		延件数	29	6	3	0	2	0	0	40
7 月	実人数	10	3	7	2	3	1	0	26	1 月	実人数	9	1	2	1	2	0	0	15
	(うち新規)	2	3	2	0	2	1	0	10		(うち新規)	2	1	2	1	1	0	0	7
	延件数	19	4	13	2	3	1	0	42		延件数	22	1	5	2	2	0	0	32
8 月	実人数	12	4	7	1	3	0	0	27	2 月	実人数	7	1	4	1	0	0	0	13
	(うち新規)	4	2	4	0	3	0	0	13		(うち新規)	2	0	3	1	0	0	0	6
	延件数	20	4	13	1	4	0	0	42		延件数	10	1	4	3	0	0	0	18
9 月	実人数	7	2	5	1	1	0	0	16	3 月	実人数	9	0	6	1	3	0	0	19
	(うち新規)	3	2	3	0	1	0	0	9		(うち新規)	4	0	2	0	3	0	0	9
	延件数	18	2	8	1	1	0	0	30		延件数	15	0	13	3	3	0	0	34
										合計	実人数	112	27	52	11	29	3	0	234
											うち新規	36	17	25	4	24	2	0	108
											延べ件数	236	33	95	27	37	2	0	430

2 相談方法 (人)

相談方法	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	弁護士相談	その他	合計
4 月	12	11	9	4	4		0	40
5 月	10	16	9	2	3	2	3	45
6 月	8	15	10	1	0		1	35
7 月	11	19	10	0	1	1	0	42
8 月	8	19	13	1	1		0	42
9 月	3	17	5	0	2	3	0	30
1 0 月	11	7	17	1	0		0	36
1 1 月	5	25	2	1	1	2	0	36
1 2 月	5	20	15	0	0		0	40
1 月	9	13	7	1	0	2	0	32
2 月	4	11	2	1	0		0	18
3 月	9	13	10	0	0	2	0	34
合計	95	186	109	12	12	12	4	430

権利擁護支援センター相談対応月平均数

実人数 1 9 . 5 人
(うち新規数) 9 人
延相談対応件数 3 5 . 8 件

3 相談者																						(人)
相 談 者	本 人	家 族	親 族	ケ ア マ ネ ジ ャ ー	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	介 護 関 係 事 業 所	障 害 関 係 事 業 所	相 談 支 援 事 業 所	社 会 福 祉 協 議 会	行 政	医 療 機 関	民 生 児 童 委 員	知 人 ・ 地 域 住 民	後 見 人 等	法 律 専 門 職	家 庭 裁 判 所	金 融 機 関	消 費 者 セ ン タ ー	警 察	そ の 他	不 明	合 計
4月	14	4	4	2	3	0	1	0	0	5	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	40
5月	12	12	1	3	1	0	2	2	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	45
6月	6	7	0	2	3	4	0	1	0	8	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	7	13	4	0	2	0	0	3	1	5	2	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	42
8月	11	8	5	0	0	1	0	4	0	4	0	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	42
9月	6	6	2	0	3	0	0	1	1	2	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	30
10月	5	4	6	0	4	2	0	1	1	7	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	36
11月	4	4	2	0	8	1	0	1	0	4	6	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	36
12月	5	10	3	1	0	3	0	2	0	2	4	0	1	6	1	2	0	0	0	0	0	40
1月	6	3	1	2	3	3	0	0	0	3	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	32
2月	3	5	3	0	0	0	1	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	18
3月	7	4	8	0	0	0	1	5	0	2	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	34
合計	86	80	39	10	27	14	5	22	3	48	31	2	3	47	7	6	0	0	0	0	0	430

4 相談対応内容内訳																				(件)
相談 対応 内容	日常生活自立支援事業相談	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産管理	書類管理・手続支援	総合相談・手続支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見制度	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
4月	1	4	0	3	9	2	1	0	2	0	1	5	0	4	1	0	7	0	0	40
5月	1	7	0	7	12	1	2	0	4	0	1	3	0	1	1	0	5	0	0	45
6月	2	11	0	7	8	3	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	1	7	0	13	8	0	0	2	2	0	1	2	2	2	1	0	1	0	0	42
8月	1	9	0	9	8	2	0	0	2	0	1	7	0	2	1	0	0	0	0	42
9月	0	3	0	12	2	0	1	0	2	0	1	3	0	2	1	0	3	0	0	30
10月	2	1	0	9	11	4	0	0	0	1	2	3	0	1	0	0	0	0	2	36
11月	0	2	0	9	8	0	0	0	0	0	8	4	0	2	2	0	1	0	0	36
12月	1	4	0	14	6	1	0	0	0	0	0	12	1	0	1	0	0	0	0	40
1月	0	3	0	2	5	3	0	1	1	0	0	10	1	1	2	0	3	0	0	32
2月	1	4	0	2	2	0	0	1	2	0	0	4	0	1	1	0	0	0	0	18
3月	0	3	3	8	2	0	0	0	2	0	0	6	0	6	4	0	0	0	0	34
合計	10	58	3	95	81	16	4	4	18	1	15	61	4	23	15	0	20	0	2	430

5 成年後見制度申立件数 (件)					(参考・件)
申立別	本人申立	親族申立	市長申立	合計	日常生活自立支援事業
4月	0	0	0	0	2
5月	0	0	0	0	1
6月	0	2	2	4	1
7月	0	2	1	3	1
8月	0	2	0	2	1
9月	0	0	0	0	1
10月	0	1	1	2	1
11月	0	3	0	3	1
12月	0	0	1	1	0
1月	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0
合計	0	10	5	15	9

愛西市権利擁護支援センター 令和6年度広報活動実績

1. 関係機関への広報

市内	270件
市外	127件
合計	397件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	12件
居宅介護支援事業所	24件
介護福祉事業所	73件
相談支援事業所	11件
障害福祉事業所	50件
医療機関	31件
薬局	10件
金融機関	33件
行政(支所)	12件
その他	14件
合計	270件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	4件
居宅介護支援事業所	38件
介護福祉事業所	34件
相談支援事業所	5件
障害福祉事業所	5件
行政	1件
医療機関	2件
薬局	14件
その他	24件
合計	127件

2. 会議等での広報

日付	会議研修等	場所	人数
6月2日	西保町自治会(終活等について)	西保町集会所	約20名
6月6日	行政・福祉職向け講演会※1	愛西市役所	84名
8月15日	佐織・立田地区民生委員児童委員協議会	愛西市文化会館	約60名
8月20日	佐屋・八開地区民生委員児童委員協議会	愛西市文化会館	約55名
9月28日	市民向け講演会※2	愛西市文化会館	50名
12月10日	行政・福祉職向け講演会※3	愛西市役所	65名
3月25日	行政・福祉職向け研修会※4	愛西市役所	35名

※1 行政・福祉職向け講演会

内容：虐待防止研修会

参加人数84名内訳

職 種	人数
ケアマネジャー	22名
介護関係事業所職員	21名
障害福祉事業所職員	10名
医療相談員	6名
相談支援専門員	5名
社会福祉協議会職員	5名
看護職員	5名
地域包括支援センター職員	4名
行政職員	4名
その他(司法書士、行政書士)	2名
合 計	84名

※3 行政・福祉職向け講演会

内容：高齢者終身サポート事業ガイドラインの評価と課題

参加人数65名内訳

職 種	人数
ケアマネジャー	26名
地域包括支援センター職員	9名
行政職員	6名
社会福祉協議会職員	6名
医療相談員	5名
市民	2名
相談支援専門員	1名
介護関係事業所職員	1名
障害福祉事業所職員	1名
その他(司法書士・行政書士等)	8名
合 計	65名

※2 市民向け権利擁護普及啓発講演会

内容：漫談で学ぶ成年後見制度

参加人数50名内訳

職種等	人数
市民	15名
福祉職	21名
民生児童委員	8名
医療職	2名
行政職	3名
不明	1名
合計	50名

※4 行政・福祉職向け研修会

内容：成年後見制度研修会

参加人数35名内訳

職 種	人数
ケアマネジャー	16名
地域包括支援センター職員	1名
行政職員	3名
社会福祉協議会職員	6名
看護職員	1名
相談支援専門員	4名
介護関係事業所職員	3名
障害福祉事業所職員	1名
合 計	35名

1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。また、法人による後見事務の提供事業に向けた検討を開始する。

2. 事業実施事項

項 目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業	オ 後見事務の提供事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、介護事業所や障がい者の事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、センター職員による市内巡回相談を行う。併せて、成年後見制度などに関する情報提供を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。	支援検討委員会において、支援が必要と認める人に対して、当法人が後見業務を提供する。法人後見ガイドラインを作成し体制構築に向けての準備を行う。準備完了後は、法人後見人として活動する。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申立ての支援 ②後見人等候補者の調整 ③申立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握（1回/年） （調査対象団体） ①弁護士会（アイズ） ②司法書士会（リーガルサポート） ③社会福祉士会（ぱあとなあ） ④行政書士会（コスモスあいち）	1. 法人後見の体制の構築
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター公証役場、裁判所 等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 ①申立て後の後見人へのモニタリング・バックアップ ②市民後見人等養成研修修了者の人材登録及びフォローアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 社会福祉士会「ぱあとなあ」連絡会議等	2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会 等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握（1回/年） （認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数の把握）	3. 支援検討委員会の実施（年4回） ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言	3. 法人後見に関する書類整備 法人後見ガイドラインの整備
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会 年1回 ②行政・福祉職のための講演会 年2回 ③行政・福祉職のための研修会 年1回	4. 巡回相談 第2木曜日に市内4地区にて巡回相談を実施（1組目13：30～2組目14：30～） ①佐屋地区（4月、8月、12月） ②立田地区（5月、9月、1月） ③八開地区（6月、10月、2月） ④佐織地区（7月、11月、3月）	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 （対象）社会福祉協議会及び関係機関の専門職・行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための地域連携ネットワーク構築の推進 ①権利擁護支援連携協議会（年2回） 多職種による権利擁護利用促進の検討 ②権利擁護支援事業運営会議（年5回） 権利擁護支援に関する事業運営の協議	
	5. 権利擁護の人材（市民後見人）養成 愛知県市民後見人等養成研修の周知及び受講者のフォローアップ	5. 弁護士相談 ①開催月 奇数月 5月、7月、9月、11月、1月、3月 ②開催日 第3木曜日 1組目10：00 2組目11：00 ③場 所 権利擁護支援センター	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加	
	6. 居宅支援ネットワーク事例検討会（随時開催）			6. 消費者の安全確保のための取り組み 地域における見守りネットワークの構築	

愛西市権利擁護支援センター 令和7年度相談対応実績

資料4

令和7年7月31日現在

1 対象者の種別		(人・件)							
相談者		認知症	知的障害	精神障害	身体障害	高齢者	その他	不明	合計
4月	実人数	9	0	3	1	4	0	0	17
	うち新規	4	0	0	0	3	0	0	7
	延べ件数	19	0	3	2	5	0	0	29
5月	実人数	11	1	1	1	4	1	0	19
	うち新規	1	1	1	2	1	0	0	6
	延べ件数	29	3	3	3	5	0	0	43
6月	実人数	11	2	3	1	2	0	2	21
	うち新規	3	1	1	0	1	0	0	6
	延べ件数	15	3	9	1	2	0	0	30
7月	実人数	11	1	4	0	1	1	1	19
	うち新規	2	0	3	0	0	0	0	5
	延べ件数	23	2	6	0	1	1	0	33
合計	実人数	42	4	11	3	11	2	3	76
	うち新規	10	2	5	2	5	0	0	24
	延べ件数	86	8	21	6	13	1	0	135

2 相談方法		(人)						
相談者		訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	弁護士相談	その他
4月	11	13	4	0	1	0	0	29
5月	9	18	10	1	1	4	0	43
6月	6	12	12	0	0	0	0	30
7月	7	9	10	1	0	2	4	33
合計	33	52	36	2	2	6	4	135

権利擁護支援センター相談対応月平均数	
実人数	19人
(うち新規数)	6人
延相談対応件数	33.8件

3 相談者

(人)

相談者	本人	家族	親族	ケアマネ	包括	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社協	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費者センター	警察	その他	不明	合計
4月	4	2	3	2	3	0	0	1	0	4	4	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	29
5月	2	2	10	3	8	1	0	2	0	2	6	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	43
6月	9	2	7	0	2	0	0	3	0	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	30
7月	5	5	2	4	3	4	0	2	0	2	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	33
合計	20	11	22	9	16	5	0	8	0	11	13	1	3	12	3	1	0	0	0	0	0	135

4 相談対応内容内訳

(件)

相談対応内容	日常生活自立支援事業相談	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産管理	書類管理・手続支援	総合相談・手続支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見制度	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
4月	0	8	1	7	5	1	0	0	3	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	29
5月	0	7	0	12	4	0	1	0	4	0	1	8	0	1	1	0	1	0	3	43
6月	2	8	4	4	1	0	1	0	2	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	30
7月	0	2	1	11	5	2	2	0	0	0	2	3	1	3	0	0	1	0	0	33
合計	2	25	6	34	15	3	4	0	9	0	3	19	1	6	2	0	3	0	3	135

5 申立等手続件数

(件)

申立別	本人申立	親族申立	市長申立	合計
4月	0	1	1	2
5月	0	0	0	0
6月	0	2	0	2
7月	0	1	1	2
合計	0	4	2	6

(参考)

日常生活自立支援事業支援
0
0
0
1
1

令和 6 年度	市長申立	5 件（高齢者 4 件 障害者 1 件）
	親族申立支援	2 件（高齢者 1 件 障害者 1 件）

ケース 1 2024-1 K・M（61 歳 男性 統合失調症）

5 月 15 日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 6 月 12 日 家庭裁判所市長申立（保佐人候補者）行政書士
 7 月 17 日 家庭裁判所調査官による面接 保佐類型代理権についての確認
 8 月 16 日 審判書を受理（市担当課）
 9 月 6 日 担当者会議開催

令和 7 年

3 月 11 日 保佐監督人の審判書を受理（保佐人）

ケース 2 2024-2 H・T（82 歳 女性 アルツハイマー型認知症）

5 月 15 日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 6 月 28 日 家庭裁判所市長申立（後見人候補者）行政書士
 7 月 18 日 審判書を受理（市担当課）（成年後見人）行政書士
 8 月 23 日 担当者会議開催

12 月 4 日 本人死亡

ケース 3 2024-3 N・S（80 歳 男性 認知症）

5 月 15 日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 7 月 19 日 家庭裁判所市長申立（保佐人候補者）社会福祉士
 8 月 30 日 家庭裁判所調査官による面接 保佐類型代理権についての確認
 10 月 15 日 審判書を受理（市担当課）（保佐人）社会福祉士
 11 月 12 日 担当者会議開催

ケース 4 2024-4 O・S（85 歳 女性 認知症）

8 月 21 日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 10 月 15 日 家庭裁判所市長申立（保佐人候補者）行政書士
 12 月 11 日 家庭裁判所調査官による面接
 12 月 18 日 審判書を受理（市担当課）（保佐人）行政書士
 12 月 20 日 保佐人候補者と本人との面談

令和 7 年

1 月 21 日 担当者会議開催

ケース5 親族申立 N・D (62 歳 男性 統合失調症)

8 月 21 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 家裁に委任
8 月 28 日 家庭裁判所親族申立
8 月 29 日 一宮支部より後見人報酬について問い合わせあり
9 月 17 日 審判書を受理 (親族) (後見人) 司法書士
10 月 11 日 担当者会議開催

ケース6 2024-5 K・S (76 歳 女性 認知症)

11 月 20 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
11 月 28 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 司法書士
12 月 11 日 審判書を受理 (市担当課) (後見人) 司法書士
令和 7 年
1 月 16 日 担当者会議開催

ケース7 親族申立 Y・N (68 歳 男性 認知症)

11 月 20 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
12 月 5 日 家庭裁判所親族申立 (後見人候補者) 司法書士
12 月 17 日 不足書類を再送付
令和 7 年
2 月 26 日 審判書を受理 (親族) (後見人) 司法書士
4 月 7 日 担当者会議開催

令和7年度

市長申立

2件（高齢者2件 障害者0件）

親族申立支援

1件（高齢者1件 障害者0件）

ケース1 2024-6 I・T（93歳 女性 認知症）

令和7年

2月19日	支援検討委員会開催	（受任候補者検討）法律職
4月11日	家庭裁判所市長申立	（後見人候補者）弁護士
4月22日	審判確定	（後見人）弁護士
5月7日	担当者会議開催	

ケース2 2025-1 I・H（78歳 女性 認知症）

5月15日	支援検討委員会開催	（受任候補者検討）法律職
7月17日	家庭裁判所市長申立	（受任候補者）司法書士

ケース3 親族申立 H・R（73歳 男性 高次脳機能障害）

5月15日	支援検討委員会開催	（受任候補者検討）法律職
6月12日	家庭裁判所親族申立て	（受任候補者）司法書士
7月25日	審判確定	（後見人）司法書士
8月14日	担当者会議開催	

令和7年度 愛知県市民後見人等養成研修

愛西市に
在住・在勤の
皆様へ

資料 6

地域の権利擁護支援の担い手として活躍したい方を募集します！

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等により、成年後見制度をはじめ権利擁護支援のニーズが増加する中、後見人等の担い手の確保・育成の重要性が増しています。

このため、本県における権利擁護支援の担い手として活躍していただく方の養成を目的とした「愛知県市民後見人等養成研修」を下記のとおり開催します。



実施
方法

オンライン研修（PC・タブレットで受講可能）

受講料

無 料

（動画視聴に係る通信料は
自己負担となります。）

対象

愛西市に在住または在勤の方で、愛西市における権利擁護支援に関心のある方

申込
期間

令和7年7月16日（水）から9月12日（金）まで

申込
方法

本研修のウェブサイトから申込書をダウンロードの上、必要事項を記入し、**愛西市権利擁護支援センター**までご提出ください。

提出先

愛西市権利擁護支援センター（ふくしの相談窓口）住所：愛西市稲葉町米野220-1
電話：0567-31-6232 FAX：0567-31-6233 メール：kenriyogo@aisai-syakyo.jp

受講までの流れ

1

【受講環境のご確認】

インターネットに接続したパソコン又はタブレットをご用意ください。
なお、グループワークの参加にあたってはカメラ・マイクが必要です（内蔵されているもので可）。
また、テキストは各自印刷していただく必要があります。

2

【申込書のご提出】

本研修のウェブサイトに掲載している申込書をダウンロードの上、必要事項を記入し、**愛西市権利擁護支援センター**までご提出ください。

3

【受講URL等のご送付】

9月下旬～10月上旬ごろ、申込書を提出した市町村から受講に必要なアカウント情報及びURL等がメールで送付されます。

申込み後の実施スケジュール等については、裏面をご覧ください。

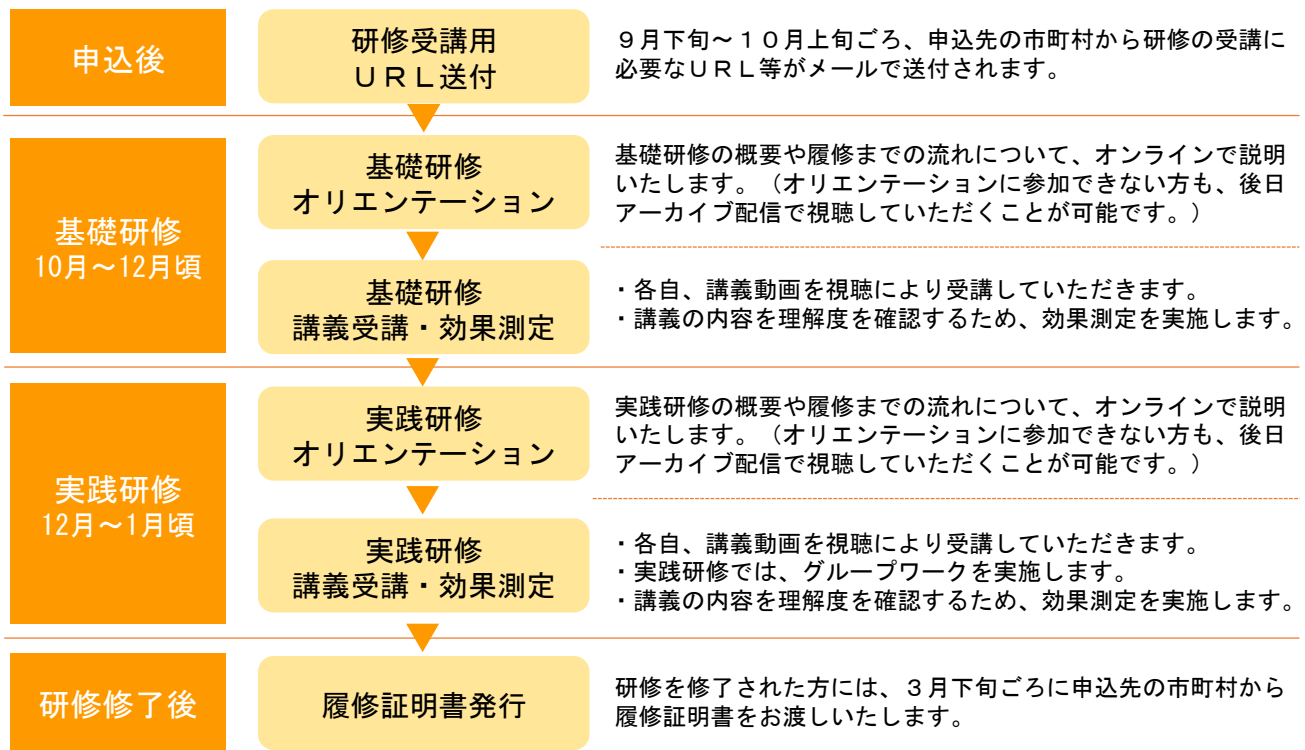
主催：愛知県

事業委託先：株式会社東京リーガルマインド

《研修に関するお問合せ先》

愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室 TEL052-954-6228 E-mail:chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp

実施スケジュール



※現時点での予定につき、一部変更がある可能性がございます。
 詳細なスケジュールについては、受講が決定した方にあらためてご案内いたします。

カリキュラム

基礎研修	科目名
	市民後見概論
	意思決定支援
	対象者理解
	成年後見制度概論
	成年後見制度各論Ⅰ・Ⅱ
	権利擁護支援と市町村責任
	民法の基礎
	関係制度・法律Ⅰ・Ⅱ
	市民後見活動の実践
実践研修	科目名
	対人援助の基礎
	映像による後見活動等に関する学習
	家庭裁判所の実践
	成年後見の実務
	課題演習（グループワーク）
	レポート作成

※ 科目ごとに、講義時間が異なります。
 ※ すべての科目を受講するには50時間程度必要となります。

カリキュラムの詳細は、本研修のウェブサイトをご覧ください。

研修終了後の活躍先について（お申込みいただく前に必ずご確認ください。）

- 本研修は「市民後見人等養成研修」としてありますが、この研修を受けただけですぐに「市民後見人」として活動できるわけではありません。（家庭裁判所から市民後見人の選任を受ける必要があります。なお、選任までの過程は各市町村により異なります。）
- 研修を修了した方については、家庭裁判所から選任を受ける市民後見人だけに限らず、各市町村によってさまざまな活躍先があります。各市町村における研修修了者の「活躍の場」をご確認の上、研修を受講していただきますようお願いいたします。詳細は本研修のウェブサイトをご覧ください。



申込書のほか、研修の詳細はウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/shiminkouken-kensyu.html>

☞左記のQRコードからもアクセスできます。